

国際金融機関と労働基本権 ：レトリックと現実



ロバート・ブラントン (アラバマ大学バーミンガム校)



シャノン・L・ブラントン (アラバマ大学)



ダーサン・ペクセン (メンフィス大学)

全労連は2015年に開催した国際シンポジウムの基調報告の中で、構造調整政策、新自由主義政策を途上国に押し付け、各国での労働者の権利や労働条件侵害、労働組合破壊の原因とされてきた世界銀行、IMF（国際通貨基金）などの変化について指摘した。国際労働運動の世界では、規制緩和、民営化などを押し付け、大量解雇や失業を生み出してきた国際金融機関はまさに「敵」と考えられてきた。しかし近年、世界銀行自身が行うプロジェクトなどでの、中核的労働基準との適合を目指す動きや、経済政策においても団体交渉や労働組合の役割を肯定的に評価する報告書や政策提言が散見されるようになってきた。

全労連が参加している国際労働組合権利センターが発行する国際労働組合権誌 (International Union Rights) 2017年第1号に掲載されたこの論文では米国の3人の学者が国際金融機関と労働基本権について歴史的な分析を踏まえ整理している。国際金融機関は、明示的に組合を許可しなかったり、ストライキ権を奪っているわけではない。だが実際上、それらの政策は労働団体の力を蝕んでいると分析している。さらに踏

み込んで、IMF や世銀の公式の目標とそれらの政策が結社の自由や団体交渉権に及ぼす影響との間には明白な矛盾があるとしている。今日の経済危機の中でのそれらの国際金融機関の現状を理解する上で有益な論考であり、新自由主義の克服という点で何が求められるのか、示唆に富んでいる。

(解題：編集部。見出しは編集部で一部追加した。)

はじめに

労働団体は長きにわたり国際通貨基金 (IMF) や世界銀行を批判してきた。これらのグループはとくに、国際金融機関の融資に付随した政策的処方、労働柔軟性 (フレキシビリティ)、賃金カット、公共部門の仕事の削減などを強調し、働く人々の利益を害するクッキーの抜型のような型通りの政策となっていると論じている (ロイドとワイスマン、2007年：7)。政治的には、これら

の政策は労働団体の力を削ぎ、組合員を守る能力や相対的な政治的力を弱めているとみなされている。

多くの学術研究機関が、国際金融機関のプログラムが援助受け入れ国に及ぼす影響について研究をおこなってきた。以前の研究では、おもにマクロ経済学的な影響に焦点を当てていたが、最近では社会・政治的な影響を調べる系統的な研究も始まっている。いままでのところその結果は、議論の余地なく否定的である。例えばアブハーブとシングラネリ（2007年）は、構造調整政策（SAPs）が政治弾圧と有意に関連していること、つまり、借款の条件が反政府的抗議行動を誘発し、それがしばしば暴力的に弾圧されるという破壊的な力学を、それらのプログラムが作り出すという事実を見つけ出した。それに続く研究は、これらの政策が女性の経済的権利、とりわけ仕事や賃金の差別や職場でのハラスメントからの解放に、否定的に関連していることを明らかにしている（デトラスとペクセン、2015年）。しかしながら、これらの政策が究極的には一定の民主的な改革を支えるうえで役立つかもしれないことを示す証拠も、一部には存在する（アブハーブとシングラネリ、2007年 バーチュラーら、2016年）。

やや驚くべきことだが、国際金融機関の政策の労働基本権との関わりには、あまり注意が払われてこなかった。IMFの側は最近まで、自身のプログラムが労働条件に影響を及ぼす可能性について見過ごしてきた。歓迎すべき変化だが、最近のIMF報告（ジョーモットとブイトロン、2015年）は、所得の格差を縮め、低・中所得者により良い賃金を確保するために、強力な団体交渉制度が重要であることに着目した。同報告は、「労働組合

の組織の衰退が、最上位層の所得占有率が上昇する（同報告書 p31参照）一方で中・低所得者の占有率が低下している主要な要因であるようにみえる」とはっきりと認めている。労働基本権分野でのIMFの研究の乏しさからして、この発表の意義には労働問題研究者たちも注目している。例えばマンボード（2015年：7）は本誌（国際労働組合権誌）の以前の号で、本報告はついに、労働組合の重要性について「大政党によってつくられたいわゆる自由市場経済」の中で、必要な「経済的政治的な矯正策」であることを実証した、と述べた。幾分皮肉交じりに、クロス（2015年：10）はこのIMFの「労働組合の権利の領域への進出」について歓迎しながらも、結局のところそれは「労働組合強化の効用に関する一部の横着な仮定」への論駁を超えるものではない、と述べている。

労働研究の不十分さはさておき、IMFと世銀は長い間、みずからの政策が引き起こす潜在的な社会的経済的害悪に留意し、少なくとも言葉の上では労働基本権への支持を表明してきた。例えば20年以上前のことだが、当時のIMF専務理事のミシェル・カムドシュ（1996年）は、IMFの政策は「人間の生活水準の向上に資する」べきであり、国は「調整の人的コスト」面で援助策を取り、労働団体は、起こりうるグローバリゼーションの悪影響にたいして国が対策をとるのを助けるうえで中心的役割を果たすことができる、と述べた。



変化のはじまり

これらの機関の側でのその後の努力は、幾分で

あれレトリックを超えるものとなった。1990年代の後半までにIMFは、労働基本権の改善、とりわけILO（国際労働機関）の中核的な各種労働規準の順守の約束を借款条件のなかに含めるようになった（アナーとキャラウェイ、2010年）。ある学者は、両方の国際金融機関がILOの影響力拡大を助け、「広く行きわたっている意見とは反対に、IMFと世銀は労働基本権を普及するうえでいわば（ILOの）準パートナーになったのである」と論じている（ストーリングス、2010年：13）。少なくともこのことは、これらの機関が、世銀の元総裁ジェームズ・ウォルフエンソンが述べた（ロイドとワイスマン2001年、11）「個々の国の政治には関与しない」というあの有名な伝統的な見地から、希望の持てる決別を行ったことを示している。

こうして国際金融機関の政策は労働基本権にとって悪い前兆であると長い間論じられてきたが、これらの機関が少なくとも問題を認識しており、労働基本権を考慮に入れるために一定の努力を行おうとしてきたことは、ある程度根拠をもって言えることである。これらの線に沿って、この分野でのわれわれの研究（プラントンら、2015年）では、これらのプログラムが労働基本権の条件、とりわけ結社の自由と団体交渉権の分野にどのように影響してきたかを見るために、これらの対照的な話を経験的に評価してみた。

新自由主義経済的視野に根差して

国際金融機関のプログラムが内包する政策を検討するうえで、われわれはIMFと世銀の現実の

政策処方箋^{しよほうせん}は結局のところ労働基本権にとって好ましくないとの前提に立っている。第一に、彼らの処方箋は、労働基本権と経済的競争力のあいだに否定的関係を認める新自由主義的な経済の見地に深く根差している。この場合、一般的な前提は、労働基本権は自発的な市場の相互作用を阻害するものであり、しばしば単に隠された保護主義の一形態に過ぎないというものである（アイツとツァンナトス、2002年）。国に対して中核的な労働基本権の尊重を強要することは、生産コストを関税の強化と同じようなやり方で高めることになり、それはとりわけ労働力が豊富な国では有害な経済的影響を及ぼしかねない（アナーとキャラウェイ、2010年）。

同じように、この新自由主義的アプローチは労働組合を経済成長の邪魔物とみる。団体交渉の制度は、国際金融機関が経済競争にとって典型的に不可欠とみなす要因である労働柔軟性という至上命題を妨げる。賃金の増加や労働条件の改善は、労働組合が獲得しようとする共通の優先事項であるが、それらは消費者にとって価格の上昇につながり、また、組織された労働者には高賃金、団体交渉の保護の外にある労働者にはより低い賃金という二層の賃金制度につながる（クリスチャンセンとウィベルス、2014年）。この不平等は、もし賃上げに労働生産性の停滞や減退が伴った場合、とりわけ大きなダメージになりうる（アイツとツァンナトス、2002年）。

労働者、労働組合へのインパクト

全体的にみて、国際金融機関の政策処方箋は、

明示的に組合を否認したりストライキ権を剥奪したりするわけではないため、公式に中核的な労働基本権を損なっているわけではない。だが実際には、これらの政策は労働団体の力を掘り崩すものである。とりわけ労働柔軟性の強化の圧力や公共部門の産業の民営化は、賃金の安定性や年金保護などの保護手段を損なうものである。国際金融機関がよく条件とするもう一つは国家支出の削減で、多くが組合に組織されている労働人口の一部である公共部門の労働力の大幅な削減となって表れる。そのような政策は公共部門の組合の力を奪う上に、団体交渉をおこなう団体の下にある労働力の全体的比率を引き下げる。たとえ労働条件がIMFや世銀の合意の明示的な一部でないとしても、これらのプログラムへの参加は、国内の利益集団や世界中の潜在的な投資家たちに対して、受け入れ国が新自由主義的な基準や慣行に沿った「ビジネスに門戸を開いている」とのはっきりとした合図を送ることになる。その全般的効果は、労働グループの側が資本の側に有利な形で影響を失うことになるため、国際金融機関のプログラムが、受け入れ国の組織労働者と産業界との政治的な力のバランスにおける重大な変化をもたらすということになる。

中核的労働基本権への 法的実際的影響

この問題を検討するためにわれわれは、1985年から2002年のあいだの124の開発途上あるいは移行期にある国におけるIMFと世銀のプログラムへの参加が、結社の自由や団体交渉権に関わる労働基本権にどのような影響を与えたかについて検証する。われわれの所見はいくつもの多様な組み

合わせを通じて一貫しており、どちらのタイプの国際金融機関プログラムへの参加も、労働者の法的保護や實際上これらの権利を国が保護する度合いを含め結社の自由と団体交渉の権利に否定的に影響することを示している。その影響の度合いは極めて大きく、時とともに増大する。とりわけ、われわれの労働基本権の指標は長期的なIMFプログラムが実施されている国々でおよそ13パーセント低下し、他方、世銀プログラムへの参加は労働基本権の20パーセント低下に関連していた。世銀の方が幾分大きな影響を持つのはおそらく、それらのプログラムがしばしばIMFの介入に続いておこなわれ、そのため新自由主義的改革への更なるコミットメントを反映することになるからであろう。

重要なことだが、われわれは、中核的労働基準を組み込むというIMFおよび世銀の公式の目標と、結社の自由および団体交渉の権利に関する両者の政策の影響とのあいだに、はっきりとした矛盾を見出している。たとえ国際金融機関が直接、労働基本権を抑制することを意図しておらず、国際金融機関のプログラムが直接、労働側に異議を申し立てていなくとも、これらのプログラムのゆえに施行される政策は、労働側に与えられている法的保護や実際にこれらの権利が保護されている度合いを蝕んでいるのである。控えめに言っても、このことは、労働柔軟性が中核的労働基本権を蝕むという現実の犠牲の上に成り立っていることを、国際金融機関が認めるべきことを意味している。プロセスについて言えば、このことはIMFと世銀がより明確な労働基本権の保護を自身のプログラムに組み込むべきことや、労働団体が交渉の席に参加させられるべきことを示している。

克服すべき課題

そのうえわれわれの所見では、IMFの政策は労働基本権にとって明確かつ否定的な意味あいを持っているため、労働基本権は経済成長にとって有害であるという「通念」がいまだにIMFに強い影響を与えていることは明らかである。ますます多くの学問的知見が、この見解が間違っていることの証拠を数多く明らかにしているのであるから、これはとりわけ不幸なことである。IMF自体の最近の所見に加えて、研究により、労働基本権が経済効率や競争力を向上させること（マーティンとマスキス、2001年）や、外国資本にとってより魅力的な投資環境を創ること（クセラ、2002年）、とりわけ高技術部門でそうであること（ブラントンとブラントン、2012年；モラン、2011年）などが明らかになっている。

さらに広く見れば、われわれの活動は、労働基本権——そして労働諸団体——が世界経済の中で不安定な地位を占めていることに焦点を当てている。世界的に労働組合員は減少し続けており、経済的グローバリゼーションはよく言っても労働基本権にとって相矛盾した意味をもっている（モスリー、2010年）。少なくとも原則としては、中核的な労働基本権の重要性は広く認められているが、それらの相対的価値は、グローバルな金融機関の経済的目的の追求によって減少している。経済的状況が苦しい国の一般の人々の生活を向上させるためには、国の経済に大きな力をふるうこれらの諸機関の要求や期待を、その国の市民の権利やニーズに合わせて調整することが至上の課題で

ある。

引用文献

- ・アブーハブ・M・ロドワン、デービッド・L・シングラネリ：「構造調整と人権」（2007年）ケンブリッジ大学出版局
- ・アイツ、トーク、ゼフィリス・ツァンナトス：「組合と団体交渉：グローバル環境における経済効果」（2002年）世界銀行
- ・アナー、マーク、テリ・キャラウェイ：「国際機関と労働者の権利：労働基準と市場のフレキシビリティ」（2010年）比較国際開発誌4（1）、151-169ページ
- ・バチュラー、カサンドラ、ソフィア・リムバック、カタリナ・ミカエロワ：「援助倫理の問題：発展途上国の民主化における世界銀行とIMFの各種プロジェクトの影響」（2016年）国際研究クォーターリー60（3）、427-439ページ
- ・ブラントン、ロバート・G、シャノン・L・ブラントン：「労働権と海外直接投資：底辺への競争は存在するか？」（2012年）International Interaction誌38（2）、267-294ページ
- ・ブラントン、ロバート・G、シャノン・L・ブラントン、ダーサン・ベクセン：「IMFと世界銀行のプログラムの労働者の権利への影響」（2015年）政治研究クォーターリー68（2）、324-336ページ
- ・カムデサス、マイケル「労働者と労働組合へのグローバリゼーションの影響」（1996年）国際自由労連第16回大会の演説より
- ・クリスチャンセン、ダーリン、エリック・ウィベルス：「労働基準、与えられる労働と格差の拡大」（2014年）国際研究クォーターリー58（6）、362-379ページ
- ・キアラン・クロス：「焦点＝格差の急激な拡大、IMF、労働組合権と成長」（2015年）国際労働組合権誌（IUR）22（2）、10-12ページ
- ・デトラス、ニコル、ダーサン・ベクセン：「IMFプログラム、女性の経済と政治的権利への影響」（2016年）International Interaction誌42（1）、81-105ページ
- ・F・ジョーモット、C・O・ブイトロン：「人民による権力」（2015年）金融と開発誌52（1）、29-31ページ
- ・クセラ、デービッド：「中核的労働基準と海外直接投資」（2002年）国際労働レビュー141（1）、

31-70ページ

- ・ロイド、ビンセント、ロバート・ワイスマン：「労働者に対して：IMFと世界銀行はいかに労働者の力と権利を阻害してきたか」（2001年）多国籍企業モニター誌22（9）、7-13ページ
- ・I・マンボード：「焦点＝人民の力／なぜ労働組合の後退が全ての人に関わる問題なのか」（2015年）国際労働組合権誌（IUR）22（2）、6-7ページ
- ・マーティン、W & マスクス：「中核的労働基準と競争：グローバル貿易政策へのインプリケーション」（2001年）国際経済学レビュー誌9（2）、317-328ページ

- ・T・モラン：「海外直接投資と開発：政策研究第二世代の発展」（2011年）パターソン国際経済研究所
 - ・モスリー、ライナ：「労働の権利と多国籍企業の生産」（2010年）ケンブリッジ大学出版局
 - ・ストーリングス、バーバラ：「四つの開発地域におけるグローバリゼーションと労働：構造的アプローチ」（2010年）比較国際開発研究誌45（2）、127-150ページ
- （訳注：全て英語の書籍、論文でありタイトルを中心に翻訳した）

（翻訳：日本原水協国際部、布施恵輔）

〈訂正〉

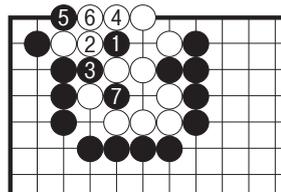
月刊全労連8月号表紙、目次及び19頁の筆者名に誤りがありました。お詫びして訂正します。正しくは「ロバート・ビアントン」→「ロバート・ブランドン」でした。

詰碁・詰将棋の解答と解説

詰碁の解答と解説

正解図 黒先。白死。

解説 黒1が眼形をうばう急所で白2に3が先手になり、7に回って白死。黒1で単に3は白1で生き。



詰将棋の解答と解説

解答 ♠2二金△1三玉♠3三竜△同桂♠1二金△同玉♠1三銀△2三玉♠2二角成まで九手詰。

解説 正解は♠2二金ですが△1三玉に♠2一金は△3一金と角を取られますと♠3三竜も△2三金合で詰まなくなります。3手目は♠3三竜が好手で△同桂に♠1二金と捨てて△同玉に♠1三銀と打ちかえれば△2三玉に♠2二角成と角が生かせるわけです。